

第1回洲本市子ども・子育て会議 議事録(案)

日 時：平成25年8月27日(火) 午後3時～5時12分

場 所：洲本市健康福祉館3F 会議室

出席委員(12名)

戸江会長、松山副会長、高田委員、須恵委員、豊島委員、三倉委員、柳委員、
稲谷委員、三宅委員、嶽肩委員、赤松委員、大東委員

欠席委員(1名)

久保委員

事務局

- 次 第
1. 開 会
 2. 委嘱状交付
 3. 挨拶
 4. 委員紹介
 5. 会長及び副会長の選任について
 6. 議事事項
 - (1) 子ども・子育て支援新制度について
 - (2) 会議の役割について
 - (3) 洲本市の児童福祉の現状について
 - (4) 今後のスケジュールについて
 - (5) その他
 7. 閉 会

1. 開会

2. 委嘱状交付

3. 挨拶

洲本市長：皆さん、こんにちは。本日はご多忙にもかかわらず第1回洲本市子ども・子育て会議にご出席いただき、ありがとうございます。また、平素より子育て支援に関して格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

先ほどお話があったように、国において昨年8月に子ども・子育て関連3法が制定されました。それにより、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が施行されます。本市においても本年の6月議会で、諮問機関としてこの子ども・子育て会議を設置、ただ今

委嘱状を交付させていただきました皆様方に、本市の子育て支援策の総合的かつ効果的な推進について、各分野のご視点の意見を頂戴したいと思っております。何かとご苦勞をお掛けいたしますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

本市としても、今後とも子育て支援策の充実を図るとともに、洲本市で子どもを産んで良かった、ここで子どもを育てたいと思っただけのような、魅力ある洲本市の実現に向けて鋭意努力してまいる所存でございます。皆様方におかれましては、どうぞ今一層のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げ、開会のあいさつとさせていただきます。

4. 委員紹介

5. 会長及び副会長の選任について

「事務局一任」の声があり、戸江委員を会長、松山委員を副会長に選任。

会長挨拶

戸江会長：私は洲本市民ではありませんが、それを逆に生かして、幅広く客観的な視点を持ちながら議論を進めていければと思っています。

先ほど、市長からもお話があったように、子ども・子育て支援は国家的な大きな課題です。洲本市でもこれをしっかり頑張ってやっていかなければなりません。質の高い幼児教育・保育をどのように進めていくか、また、地域の子育て支援をどう充実させていくかについて、子どもの最善の利益ということを1つの核に持ちながら、皆さんとご一緒に考えていくことができればと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

6. 議事

事務局より資料確認。

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 洲本市子ども・子育て会議条例
- ・ 諮問書（写）
- ・ 資料1
- ・ 資料2
- ・ 資料3 「施設一覧」
- ・ 資料4 「子ども・子育て支援法抜粋」
- ・ 資料5 「子ども・子育て関連3法について」
- ・ 子ども・子育て支援制度におけるニーズ調査（案）
- ・ リーフレット「教えて！子ども・子育て支援制度」

(1) 子ども・子育て支援新制度について

事務局より、資料1、資料2に基づいて説明。

- ・1990年に国の合計特殊出生率が過去最低の1.57となり、国や各自治体ではエンゼルプランをはじめとしたさまざまな施策を実施してきた。それでも少子化には歯止めがかからないことから、少子化対策の視点を子ども・子育て支援へと移し、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法を制定し、それに基づいて洲本市も平成17年、22年に、次世代育成支援行動計画の前期計画、後期計画を策定し、推進に取り組んでいる。
- ・国では、「新しい少子化社会対策大綱案」の作成方針を受け、「ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム」が提言をまとめ、子ども・子育てビジョンのワーキングチームを立ち上げて、平成22年1月29日に子ども・子育てビジョンが閣議決定された。その基本的な考え方は、資料1の1ページにあるとおり、「社会全体で子育てを考える」と「希望がかなえられる」の2つで、そのための大切な姿勢として、命と育ちを大切にす、困っている声に応える、暮らしを支える、という3つが示され、それを踏まえて、「目指すべき社会への政策4本柱」として、「子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ」、「妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ」、「多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ」、「男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ（ワーク・ライフ・バランスの実現）」を掲げ、それに向けて具体的な取り組みを進めることとされた。昨年8月には子ども・子育て関連3法が可決成立し、平成25年度には、国に子ども・子育て会議が設置された。本市においても、地方版の子ども・子育て会議を設置し、新制度に向けて動き始めている。
- ・国のリーフレット「教えて！子ども・子育て新制度」について。子ども・子育て支援新制度とは、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法——子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法——に基づいて、幼児の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための新制度であり、消費税を恒久財源として平成27年度に本格施行される予定となっている。子育てをめぐる課題として、「1、親の状況の違いにかかわらず質の高い幼児期の学校教育・保育を受けられることが望まれてきたこと」、「2、家族や地域での子育て力が低下していること」、「3、都市部での待機児童の問題及び子どもの減少により近くに保育の場がなくなった」という3つを挙げ、その解決策として、1については、認定こども園の普及を進め、質の高い幼児期の学校教育・保育を進める。2については、一時預かり等の、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させる。3については、待機児童解消のための政策と、子どもが減少傾向にある地域への支援をすることとされている。
- ・資料1、3ページ。子ども・子育てに関する地域の課題を4つのパターンに分け、「満3歳未満の子どもを持つ、保育を利用する家庭のニーズ」、「満3歳未満の子どもを持つ、保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭のニーズ」、「満3歳以上の子どもを持つ、保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭のニーズ」、「満3歳以上の子どもを持つ、保育を利用する家庭のニーズ」について、ニーズ調査を行う。ニーズを把握・検討することで、地域に見合った認定こども園、幼稚園、保育園など、地域の子ども・子育ての支援策を計画的に進めていく。

- ・ 4 ページ。新制度の主なポイントは3つある。1つ目は、施設型給付と地域型保育給付という新たな給付の創設。2つ目は、認定こども園制度の改正。3つ目は、地域子育て支援の充実である。左側に給付、右側に事業に関する内容を載せている。
- ・ 左側「子ども・子育て支援給付」について。給付は3つに区分される。1つ目の施設型給付は、現行の認定こども園、保育所、幼稚園への給付を一本化した給付。2つ目の地域型給付は、小規模保育や家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等を対象とした新たな給付。そして、3つ目は児童手当。
- ・ 右側「地域子ども・子育て支援事業」には、13の事業が法律で規定されている。利用者支援は、子育て支援の利用情報の収集や保護者の相談に応じ、それらの人々と関係機関との連絡調整にあたる事業。地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談を実施する事業。乳児家庭全戸訪問は、生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。養育支援訪問事業は、養育支援が必要な家庭を訪問し、保護者の育児相談や家事援助を行う事業で、本市は既に実施している。子育て短期支援事業は、ショートステイ、トワイライトステイ等のことで、保護者の疾病・疲労など身体上、環境上の理由によって児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設等において養育をする事業。ファミリー・サポート・センター事業と一時預かり、延長保育事業は、既に本市でも行っている。病児・病後児保育事業は、病気になった時に通常保育ではなく別の保育所で預かるという事業。放課後児童クラブについては、今は小学校4年生までだが、新制度では6年生までとなる。
- ・ 「子ども・子育て支援事業計画」について。関連3法の1つである子ども・子育て支援法の第61条に基づき、国の基本指針に則して、地域の子ども・子育て家庭の状況や需要を調査した上で、市の子ども・子育て支援事業計画5カ年計画を策定し、計画に沿って施設の整備や給付事業を行う。計画の必須記載事項は、①区域の設定。②施設型給付、地域型保育給付に関する各年度における量の見込み、確保の内容、実施時期。③地域子ども・子育て支援事業に関しても同様の3点、及び、幼児期の学校教育・保育の一体的提供・推進に関する体制の確保の内容。任意記載事項は、①産後休業・育児休業における教育・保育施設等の円滑な利用の確保。②子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する県が行う施策との連携。③ワーク・ライフ・バランスが図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携。
- ・ 必須事項のうちの量を把握するために、住民のニーズ調査を行う。国は各市町村の事業計画に量の見込みが適切に設定されるよう、ニーズ調査票のひな型を示しており、本日の資料として配布している。そのひな型を踏まえ、洲本市の地域に合った内容で調査することになる。その調査結果に基づき、量の見込みを把握した上で、確保方策及び実施時期を事業計画の中で定める。
- ・ 6 ページについて。洲本市でも10年間の次世代育成支援行動計画を策定し、それに基づいていろいろな事業を展開している。右側は、先ほど説明した必須記載事項と任意記載事項。左側は、次世代の後期行動計画の「基本施策」と「施策の方向」。市のいろいろな計画との整合、区分けをしながら、洲本市の課題に則した子ども・子育て支援

事業計画の策定をする。

戸江会長：国の子ども・子育て関連3法を中心に、国の子育て支援対策の基本的な考え方、進め方についてご説明いただきました。ご質問、ご意見はありませんか。

(質疑なし)

戸江会長：ご意見等がありませんので、「子ども・子育て支援新制度について」の報告は了とさせていただきます。

(2) 会議の役割について

事務局より、資料1の7ページに基づいて説明。

- ・市は、新制度への移行に向け、洲本市版の子ども・子育て支援事業計画を作成する。計画策定に当たっては合議制の機関を置いてその意見を聞かなければならないと支援法で定められており、今回、洲本市子ども・子育て会議を設置した。新たな会議を設置する理由として、洲本市子ども・子育て会議という名称を出せば、子ども・子育てに対する市民の関心が高くなるというPR効果が期待されること、子どもの保護者・事業従事者・学識経験者等の参画により幅広く意見を聞くことができること、当会議は子ども・子育て支援法において附属機関として位置付けられているという点も挙げられる。
- ・当会議の役割は、幼児期の教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）と地域型保育事業の利用定員を決めることと、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定や変更についての審議、及び、子ども・子育て支援施策の総合的な計画推進に関し必要な事項及び子ども・子育て支援施策の実施状況について調査審議し、継続的に点検、評価、見直しを図っていくこと。
- ・会議の所掌事務は、(1) 特定保育の利用定員の設置に関する意見聴取、(2) 特定地域型保育事業の利用定員の設置に関する意見聴取、(3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関する意見聴取、(4) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項、実施状況の調査審議。
- ・会議の委員については、3ページの会議の条例にあるとおり、15名以内、任期は2年。委員構成は、学識経験者、子育て支援の関係団体に属する者、保育・教育関係者、子どもの保護者、関係行政機関の職員、その他市長が必要と認める者という7区分で構成している。

戸江会長：ただ今の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。

「特定教育・保育」や「特定地域型」というのは聞き慣れない言葉ですが、この「特定」というのは、給付の対象になっているという意味ですか。

事務局：「特定」というのは、市がその給付について確認しているという意味です。給付は、今は

市から園に対して補助金のような形で出していますが、新制度では各個人に出されることとなります。例えば保育所の場合、今は、いったんこちらで全部集めて振りわけていますが、新制度では、市に認定申請を出してもらい、そこで、保育を必要としているかどうか、子どもが何歳かによって、1号、2号、3号に振りわけ、その号数によって保育所が決まるという形になります。なお、1号は3歳以上で保育を必要としないお子さんで、幼稚園に行くことになるのですが、新制度になると一時預かり等はしてもらえなくなります。また、給付は児童手当のように個人あてとなり、実際には代理受領という形で個人の代わりに役所が保育所等に払うという形になります。

地域型保育事業というのは、19人以下の保育事業です。今は無認可で行われているケースがほとんどですが、そこについても一定の要件を満たせば市からお金を給付するようになります。それが特定地域型保育事業です。

戸江会長：「認定こども園」も、淡路島にはないので分かりにくいと思います。簡単に言えば、幼稚園と保育所を一緒にしたものです。今、兵庫県には約100施設あり、平成25年に全国1位となりました。豊岡、朝来、丹波、神戸市、阪神地区、姫路等で幼稚園・保育園等がどんどん認定こども園化しています。認定こども園は幼児期の学校教育と保育所の働きの両方を担えますので、例えば五色町は今まで幼稚園がありませんでしたが、認定こども園ができれば、幼児期の学校教育を望む人たちも、保育所を望む人たちもそこに行くことができるようになります。

主にこの3つについて、今後、検討していくこととなります。ご質問、ご意見等はありませんか。

(質疑なし)

戸江会長：ご意見等がありませんので、「会議の役割について」の報告は了とさせていただきます。

(3) 洲本市の児童福祉の現状について

事務局より、資料2、3に基づいて説明。

- ・資料2について。1ページは、これまでの国の動きと本市の取組をまとめている。洲本市は、今、平成22年3月に策定した洲本市次世代育成支援行動計画（後期計画）に基づき、事業を実施しているが、平成24年に国において子ども・子育て関連3法が成立したことを受け、本市もこれから新たに子ども・子育て支援事業計画を策定する。
- ・2ページ、(1) 洲本市の人口は今後も年々減少すると見込まれ、5年間で3,000近くの減と推計されている。(2) 0～5歳の児童数も総人口に比例して年々減少している。
- ・3ページ、(3) 出生数は350人前後で推移していたが、昨年度は316人に減少している。出生数・死亡数では死亡数が多く、転入・転出でも転出のほうが多くなっている。
- (4) 合計特殊出生率は年々低下していたが、平成17年を境に上昇傾向になっている。ただし、合計特殊出生率が2.08を下回ると人口は減少していくと言われており、洲本市はその数値を大きく下回っている。

- ・ 4 ページ、(5) の下の「女性の年齢階層別就業率」のグラフは、本市においても日本の女性の特徴であるM字カーブの傾向があることを示している。
- ・ 5 ページ、(6) 就学前児童の状況では、0～2歳児は在宅で過ごしている児童が多く、3歳くらいから施設に通われる児童が増え、小学校入学前にはほぼ全ての児童がいずれかの施設に通っていることを示している。
- ・ 6～8 ページは、保育所・幼稚園等の状況をグラフで示している。過去5、6年で、保育所はほぼ一定の入所児童数で推移しているが、公立の入園児童数は大幅に減少している。
- ・ 9 ページ、「地域子ども・子育て支援事業対策事業の状況」では、地域子ども・子育て支援事業の利用状況等をまとめている。(1) 延長保育事業は、公立保育所6園、私立保育所3園で実施している。利用児童数、利用延日数ともに増加の傾向がある。(2) 放課後児童健全育成事業は、放課後児童クラブとか学童保育とも言われるもので、児童数が減少している中、利用希望は増加している。
- ・ 10 ページ、(3) 一時預かり事業は、年によって増減はあるものの、一定数の需要があることが見受けられる。なお、この数値は保育園で実施している事業の数値で、幼稚園での預かり保育の数値は入っていない。
- ・ 11 ページ、(5) 養育支援訪問事業は、平成22、23年度については実績がないが、毎年何件かの支援を実施している。
- ・ 資料3は、洲本市内の認可保育所、幼稚園、認可外保育施設、小学校、放課後児童クラブの現状のデータである。
- ・ (1) 認可保育所。上の9園は公立の保育所、その下は私立保育所である。一番下の広田保育園は南あわじ市の保育園だが、納地区、鮎屋地区が南あわじ市の広田小学校区であり、その地区から広田保育園に通われる児童も多いことから、参考に掲載している。各施設で行われているサービスについては、延長保育は公立では6園、私立保育園では全園で実施。一時預かりは、公立が2園、私立保育所が2園で実施。
- ・ (2) 幼稚園は、公立が5園、私立が1園あるが、全部旧洲本地区にあり、五色地区には現在1園もない。また、第一幼稚園などは定員よりも児童数がかなり少なくなっている。3歳児の保育は洲本幼稚園のみ。私立の柳幼稚園は、3歳の誕生日から入園でき、定員は総数で280名、かつ、預かり保育は7時までで、夏休み等の預かりや給食も実施されており、かなり保育所に近いサービスを提供されている。
- ・ (3) 認可外保育施設は、県が行っている調査の内容をそのまま載せている。上の3つは事業所内保育ということで職員のお子さんが対象となっている。下の2つは通常入所が可能。
- ・ (4) は、洲本市内の13の小学校の現在の児童数。
- ・ (5) 放課後児童クラブ。洲本市は社会福祉協議会への委託も含め7つの児童クラブ事業を実施している。伊勢の森スクールはNPOが実施。いちごクラブは、認可外保育施設のいちごキッズ・上物部に併設されているもので、認可外の施設だが、参考に掲載している。放課後児童クラブは希望が増えており、大野、加茂は定員を超えている。
- ・ A3の地図は、洲本市内の各施設の所在地、及び14の小学校区を示している。これか

ら、子ども・子育て支援事業計画を策定していただくに当たり、教育・保育の提供区域を設定していただくが、その参考にしていただければと思う。拡大図の部分が洲本市の中心地で、保育所、幼稚園等が集中している。あとは、おおむね各小学校区に公立の保育所等がある。幼稚園は、現時点では旧洲本地区のみとなっている。放課後児童クラブは、旧洲本地区の小学校にはおおむね近くにあるが、五色地区では、児童館（鮎原）だけとなっている。しかし、五色地区には文科省の事業である放課後こども教室の「かざぐるま」という事業があるので、そこを利用いただいている。

- 最後のページは洲本市の施設別地区別入所児童数の一覧表。保育所について、洲本保育所、洲本保育園は、洲本市の中心地にあるため他地区からの児童数が多い。中川原保育所に加茂からの入所も多いのは、加茂に保育所がないため、近くの中川原保育所に入所されているためである。千草保育所、広田保育園についても、保育園がない隣接地域からの児童が入所している。幼稚園については、公立で3歳児を受け入れているところが洲本幼稚園しかないため、いろいろな地域から入園されている。3歳児の定員は20名となっているが、希望数が多く、毎年抽選になっている。柳幼稚園は、中心地にあるということもあり、淡路市、南あわじ市等、他市も含め、いろいろな所から入園されている。

戸江会長：今の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。

放課後児童クラブは、小学校で実施しているところはないのですか。

事務局：ありません。近くの公民館や地域・市の建物で実施しています。

戸江会長：地域によって違いがあり、興味深いです。私は姫路に住んでいますが、放課後児童クラブはほとんどが小学校の空き教室を利用し、文科省の放課後こども教室のほうを公民館等で実施しています。また、神戸は児童館が100以上あり、児童館の中で放課後児童クラブを展開しているところが多いです。

豊島委員：設置場所について、平成24年5月の調査では、学校の余裕教室と学校の敷地内の利用をしているところがほぼ50%になっています。洲本市では、なぜ学校の空き教室を使っていないのですか。

事務局：新しい法の下では、小学校6年生までの放課後児童クラブの開設が求められます。今の3年生までの受け入れでも飽和状態のところがあるので、新しい方策としては、学校の中を使っていきたいというのが福祉サイドの願いです。そうしないとニーズが満たせないと思っています。

戸江会長：国は放課後児童クラブを6年生までという方向性を出していますので、今、どこの市も、これを充足する方策をいろいろ検討しているようです。他にご意見はありませんか。

松山副会長：洲本市内の今の児童施設・教育施設等のデータで、特に顕著に表れている特徴は、旧五色地区と旧洲本地区の利用の度合の違いと、旧洲本市域における保育所の入所率の高さだと思います。旧洲本地区の洲本保育所、洲本保育園、千草保育所、大野保育所は定員を超えた利用状況ですが、それでも入れない隠れた待機児童があるのではないかと思います。それに反して、公立幼稚園の入所率が低いというのが、これからの旧洲本地区での大きな課題だと思います。一方、旧五色地域は、過疎地域ということもあって、保育所の利用が非常に少ないです。その辺について、これから施設をどう有効に利用していくかが、旧五色地区の大きな課題だと思います。

事務局：一昨年に保育所に対してアンケート調査を実施したのですが、その時に多かったのは、中心地に近い所の私立というニーズでした。そういうことから、洲本保育所、洲本保育園、千草保育所、大野保育所が定員を超えて受け入れているという状況になっているのだと思います。最後の表で分かるように、私立にはいろいろな地区からの流入があります。一方、⑤の大野校区の児童はいろいろな所に分散しており、大野幼稚園には31人しか行っていません。つまり、保育ニーズのほうが高いためいろいろな地区に分散しているのです。この表からは、そういうことが読み取れます。

戸江会長：地域の特徴や全体のバランスを考えながら、進めていかなければならないと思います。ところで、第二幼稚園がないのはなぜですか。

事務局：第二幼稚園は洲本幼稚園になっています。

戸江会長：他にご質問等はありませんか。
なければ、(4)に進みたいと思います。

(4) 今後のスケジュールについて

事務局より、資料2の最後のページに基づいて説明。

- ・今後の予定としては、まず保護者に対してニーズ調査を行い、そのアンケートの結果を基に目標事業量を算出し、計画の骨組みを立て、素案の肉付けをした後、広く意見を求めて、それを検討・修正していくという形になる。こちらの会議では、それぞれの段階の節目において会議を開催し、検討していただくことになる。
- ・第2回会議は9月末～10月上旬を予定している。会議の内容は、国から示されたニーズ調査票案を基に事務局で洲本市版の案を作成するので、それについて審議していただきたいと考えている。

戸江会長：次回の会議では、ニーズ調査の内容について審議します。国の案では、就学前用と就学児童用に分けられていますが、洲本市もそのようにするか、あるいは一緒にするかについても考えなければいけないと思います。恐らく、中心となるのは就学前のほうだと

思います。ニーズ調査票の内容を次回に検討し、その1カ月後くらいにアンケート調査を実施する予定です。受給のバランスや、親のニーズ、子どものニーズがよく見えるような調査をしなければいけません。今日、国のモデルを資料として配布しているので、これに目を通しておいていただければと思います。

今後のスケジュールについて、ご質問、ご意見等ありませんか。

事務局：ご質問等は、今日配布している返信用封筒にて提出いただいても結構です。

(5) その他

豊島委員：洲本市の子育ての現状の資料について、生まれてから保育所に預けるまでの、子育て広場とか幼稚園の土曜日の園庭開放等の利用状況も教えていただければと思います。

戸江会長：ご指摘のとおり、保育所・幼稚園に入るまでの家庭で育てている子どもは4割となっており、そういう子どもたちに対する支援もこの計画に含まれますので、その辺りのデータも必要だと思います。よろしくお願いします。

それでは、以上をもって、第1回洲本市子ども・子育て会議を終了します。長時間の審議、どうもありがとうございました。

7. 閉会

以上